

山地民の法意識 (一) —モン族を事例として—

宮原千周

Legal Mind of Hill Tribes I A Case Study of Hmong

Senshu MIYAHARA

(Received October 1, 2007)

Abstract In rural area of Thailand, a lot of habitants cannot use Thai legal system and has had to obey pre-modern common law. On studies of Thai legal system, many researchers have found rural Thai people adaptation to modern Thai legal system. This topic has contributed for developing and improving quality of life, especially people living in North and Northeast Thailand. However, no study has been made for Hill Tribes in Northern area, because of barriers of language and long distance from city area. This research aims to describe the law consideration of the mountainous people who must choice between a Thai modern legal system and their common law system. This article aims to clarify hill tribes legal situation for contributing hill tribe people's life improving by survey in the Chiangmai prefecture interview. And this Thailand's research is to contribute maintaining the legal system of the minority in other developing districts.

Keywords [Hmong , North Thailand , Hill Tribe , Law Sociology]

1 はじめに

1961年の第一期計画以降、2003年度で第9期を迎えたタイ政府主導による国家経済社会開発計画(National Economic and Social Development Plan)では、「人的資源と社会保障制度の発展」がその目的の一つに挙げられるようになった。かつての発展途上国であったタイは、今やASEANの中でもリーダーシップを取る国として台頭してきており、東北部・北部などの未開発地域において、インフラ整備も終了した今日では、生活の質の改善へとその開発の方向性がシフトしている。

こうした開発計画の方向性のシフトは、急速なタイの経済発展は、都市部のみならず、タイの地方に住む人々の生活を大きく変化させてしまったことと無縁ではない。無論NGOsを含め、研究者の多くは

タイの地方深くに入りこみ、タイの経済発展についていけなかった人々を教育、保健、経済、そして法制度といった面からそれらの地域の人々を救おうと努力を続けてきた。

しかし、タイ社会における法意識の問題について山地民の法意識にまで言及した研究は皆無に近い。

こうした問題設定が旧来の研究で顧みられなかった背景の一つには、山地民がタイの人口の1.6%を占める存在でしかないため、まず平地部の法制度が十分に整えられていないタイ国内において、山間部の法制度の拡充は後手にまわってきたという事情がある。また山地民を扱っているNGOsや研究者にしても貧困、麻薬、AIDS、プライマリーヘルスケアといった迅速な対応が必要とされている問題を抱える山地民の現実を解決することにウェイトをおいてきたため、山地民の法制度についてはなかなか表に現れ

てこなかった。

しかしながら、地域的な差はあるものの、ある程度貧困問題にめどがついた今日、近代国家に取り込まれた山地民が、どのような法意識を持ち、自らの固有法とタイの近代法との間でどのように法の選択を行うかを知ることは、タイの山地民のみならず、他の発展途上地域の数民族における法制度の整備に大きく貢献できると考える。「山地民でもあり、タイの国民でもある」という二重のアイデンティティ下にいる人々が、山地民の固有法とタイ近代法との間で紛争処理による解決策が異なった場合に、どのように法の選択を行うかは人間が近代化の中に順応する歴史過程そのものであるといえ、ひいては、宮本常一が日本の明治維新の新体制の中でどのように人々が新しい制度に適応し、適応しきれないかを描いた状況が今まさにタイの山地民の間で行われていると言えよう。^{註1)}

今までタイ近代法と無縁でないにしろ、関わり合いを避けていた少数民族がどのように自らの立場をタイ近代法のテーブルにのせるようになり、どのようにしてタイの近代法のテーブルから遠ざかったままで居続けているのだろうか。

本稿では2007年に7月にタイ北部でのモン族の村落で行ったインタビューを元にして上記課題を明らかにしたい。

2 モン族の固有法と変化

中国名で苗（ミャオ）族と呼ばれているモン族がタイに移動してきたのは、もっとも早いグループで1840年から1870年にかけてのころであると言われている。^{註2)}当初チェンコーンからタイに入国してきたモン族は、大きく分けて4つのグループがタイの各山地に渡っていった。

タイに入国したモン族は、当初平地タイ人が居住しない山間部に入植することで、平地タイ人との間で棲み分けをおこなってきた。一見すると不便にも見える山間部でのモン族の生活は、すでに完成されたマーケットをもつ平地では栽培し得ない作物、阿片芥子の栽培を独占することに適していた。焼き畑農業、輪作地、村の移動・分村や畑の拡充を通して、モン族はタイの中でその生活基盤を確固たるものにしていった。

特に山地民の中でモン族に限ったことではないが、モン族の慣習法では、財産の相続は男系の末子相続で行われてきた。そのため村の周囲の土地に余裕がある場合は末子以外の兄弟は村内に家を建築するこ

とができた。そのような村内での分家すすみ、住宅地が不足し、村の周辺の土地が飽和状態になると、複数の家族でさらに山奥に入って分村するということが行われていた。

しかしながら1970年以降は国立公園法の規制と王立林野局の設置により、不足分の土地を補うために旧来のように分村によって、余剰人員を外部に放出するというスタイルを維持することが困難になった。また、悪化する大気汚染と森林破壊のスケープゴートとして山地民の焼畑農業がとりあげられ、環境局の設置とそれに伴う規制が強化されたことから、既存の村落では焼畑農業も存続できなくなってしまう。

こうした経緯もあり、この1970年前後を境としてモン族の多くの村々では、入会地による共同の輪作地が廃止され、各世帯に土地が分配されることになった。もっとも、本来所有権のない国有地を分配するという点について、タイ政府内部からの批判もあったが、芥子栽培からの転換を進めるため、同時にK.S.1、N.S.3といった土地占有許可証を人々に発行し、村人の土地が合法化されていった。だがその一方で芥子栽培に対する取り締まりもいっそう厳しくなったことから、多くの村で1980年以降は、共有地の体制が崩壊し、個別に区分された私有地の中で商品作物の耕作が行われるようになった。

また、その後1975年前後にラオス革命により、さらに多くのモン族がナーン県などを中心に移住してきたことから、山間部で生活を送るモン族の土地不足は深刻化する。タイの政策の変化、市場原理の導入、山地における人口の増加とそれに伴う土地の不足といった複数の要因による急激な生活環境の変化は、モン族のこれまでの生活様式を変革させざるえない状況に落とし込んだ。

このように個々に分配された耕作地は、その相続に関して末子相続をとることが今日でも多い。だが、兄弟間で土地の分割が行われるようになったことが特徴的である。これは、土地登録証の世代間での書き換えの過程に置いて、分割の手続きをとる数が増加していることにもはっきり現れている。土地移動ができなくなり、各世帯での私有地での耕作がはじまることで、村内での貧富の差が開き、かつ限られた資源である土地の相続が村内での生活継続の可否をわけるようになった。そのため長男、次男の中には、末子相続を前提としたモン族の伝統的な土地分配ではなく、タイの法制度に依拠し、土地分配と財産分与を主張する者も現れてきた。

こうした目前の問題として生じた財産分与への対応からタイ近代法を意識するものも増えた反面、夕

イ社会との関わりの中でタイ近代法を意識する層も多く誕生している。市場経済の発展、就学率の向上により、モン族の中には都市部に出稼ぎにでるばかりでなく、都市部で教育を終え、そのまま都市部にとどまって生活を送る人々も増えてきた。その結果、モン族の中には平地タイ人と同様の法意識を持つようになったものも増えてきた。

たとえばモン族の固有法では、誘拐婚(kidnapping marriage)、13歳での婚姻、重婚、といったタイの家族法では許可されないいくつかの慣習が残っている。これらのモン族の慣習については後述のアンケート結果から見られるように、村内の女性からも多くの批判がでていいる。山間部における教育制度が充足されるにしたがって、タイ語によるコミュニケーションが可能となる人々が増え、また山地民の貧困問題を扱う NGO が山地に入ってきたことなどから、山地民自らが積極的にモン族慣習法内にある諸問題をクリアすべくタイの法制度という外部規範を取り入れて、今までになかったモン族の村内でのタイの法制度を導入しようとする動きも見られるようになった。^{注3)}

このようなタイのリーガルシステムの導入をめぐるモン族の中に現れた現象は、単に一民族による近代国家への強制的な服従だけを意味するのではない。そこには、モン族自身による積極的な選択も含んでいるという意味で「戦略」であるとも言えるだろう。

3 インタビューの手法 紛争展開モデル

だが、こうした調査に取り上げられるのは、紛争状態として現れた一部に過ぎず、実際の紛争にまで発展しないトラブルにも我々は着目すべき必要がある。なんらかの紛争状態に巻き込まれた人々は、少なくとも自らが被害に遭ったことを認識し、その加害者を特定でき、さらには紛争解決のための手法を有しているという点から、自らの権利が法によってどのように守られるかを十分に解している(いわば法的リテラシーを有している)いわば「幸運な」人々である。そうであるならば、本研究においては、そうした幸運な法的リテラシーを有した人々に着目するばかりでなく、法的リテラシーを有することなかった人々にも着目しなくてはなるまい。

山地民が(日本人であれば当然のように権利侵害だと考える)トラブルを抱えていたとしても、それを必ずしも山地民が権利侵害とは考えない事も考えられる。また権利侵害と考えていたとしてもそれを訴えるための手法を知らないということも考えられ

る。

こうした立場から議論を行うときに参考になる一つの手法は、フェルスティナー-和田によって紹介された、紛争の展開モデルによる考察である。

アメリカの法社会学者フェルスティナー、エーベル、サラーそして彼らの論文の日本での紹介者である和田は、紛争が展開していく諸段階について紛争発生以前に着目した展開モデルを提示している。^{注4)}それは和田自身の解説によるように「従来の研究が教義の「紛争」が発生して以降の処理に集中していて、「紛争」以前の紛争の生成変容の問題が不当に無視されてきた点を強調」するもので、教義の「紛争」の発生後についてはもちろん、どのような形で発生しなかったかについても考察の必要を促すものである。

フェルスティナーと和田らによって提示された紛争の展開モデルは次のようなものである。

unPIE - PIE - grievance- claim - dispute

図 1 紛争の展開モデル

それぞれの略記号は、以下の状態を示す。

- (1)unPIE (unperceived injurious experience) 認知されていない侵害が存在するという状態
- (2)PIE(perceived injurious experience) 自らに侵害が与えられていることに気づいた状態
- (3)grievance 被害者が自らに侵害を加えている主体を認知した状態
- (4)dispute 狭義の「紛争」の状態^{注5)}

フェルスティナーらと和田は、このそれぞれの紛争の変容過程には

- a. unPIE-PIE の過程において「侵害行為を認知するようになる変容」(naming)
- b. PIE-grievance の過程において「自らの権利侵害の状態が誰によって引き起こされたかを認知された変容」(blaming)
- c. grievance-dispute の過程において「自らに侵害を加えている主体に対して、自体の改善・救済を求めるようになった変容」(claiming)

という被害者の変容が深く関わっていると説明する。

このような紛争変容のモデリングが有効なのは、それぞれの紛争が当事者の社会的環境、教育歴、社会階層、そして情報ネットワークに影響をうけなが

ら継続している現状をふまえ、狭義の「紛争」という形に表れない不平不満についても考察の幅を広げていることにある。それはより具体的には、フェルスティナーらが紛争の主体や担い手として想定する、(1)当事者、(2)帰責、(3)紛争範囲、(4)機構選択、(5)目的、(6)イデオロギー、(7)準拠集団、(8)代理人など、(9)紛争処理機関、といったものによって影響をうけるものとなる。

さらにこの紛争の変容をめぐる理解は、近代法システムの内部における紛争の発生をより正確に記すきっかけを与えてくれることはもちろん、本稿で取り扱う近代法システムと慣習法の齟齬の中に立たされている山地民の法行動分析においても有用な分析枠組みを与えることとなる。

それは山地民の現在の立場を考察し山地民共同体内部の環境改善を目指す際において、山地民の持つ紛争処理システムを上述の紛争の主体と担い手の面から再評価することへとつながり、近代法制度の行き届かない山間部において、山地民の慣習法とタイの法制度の両者の齟齬を克服し、棲み分けができる可能性が開ける。

4 インタビューの実例

・調査期間と方法

インタビュー調査は、2007年8月11日～18日にかけてC県の白モン族のA村で行った。H村は、1955年に開村し、現在392名の中規模の村である。H村の属するA郡役所およびOBTの協力の下、タイの選挙人名簿から、ランダムサンプリングで5%の成人40人を選び調査票にのっとして、23人の村人にインタビューを行い、有効回答17通を得た。インタビューの際は、モン族の村人を通訳として雇い、モン語しか話せない村人のタイ語通訳の補助をお願いした。^{註6)}

調査票（原文はタイ語）

Q1 あなたは、この10年間の間に、ご自分自身が次のような問題をかかえたことがありますか。また、それがおよそいつ頃のこと、裁判（調停なども含む）になったかどうかもお書き添えください。

1. 家主（地主）と借家人（借地人）との間での紛争の当事者になりましたか？（たとえば、家賃の支払い、敷金の返還、などをめぐって）
2. 近所の人との紛争がありましたか（たとえば、騒音、ペット、かげ口、などをめぐって）
3. 友人との紛争がありましたか？（たとえば、金銭

の貸し借り、乱暴、かげ口、などをめぐって）

4. 家庭内での紛争がありましたか？（たとえば、夫婦の離婚をめぐる争い、暴力、などをめぐって）
5. 親族内での紛争がありましたか？（たとえば、遺産分割、老親の扶養をめぐって）
6. 商品に関する紛争がありましたか？（たとえば、欠陥商品、割賦販売、クレジット、などをめぐって）
7. サービスに関する紛争がありましたか？（たとえば、クリーニングのしみ、医療の失敗、などをめぐって）
8. 職・仕事に関する紛争がありましたか？（たとえば、給与の支払い、不当待遇、などをめぐって）
9. 公的な自称について紛争がありましたか？（たとえば、工場の公害、道路の騒音などをめぐって）
10. 交通事故による紛争がありましたか？（たとえば、賠償額の折り合いがうまくいかなかった、など）

Q2 あなたはこの10年くらいの間に、ご自身の問題として、目の頁に例をあげたような「紛争」をどのくらい経験されましたか。

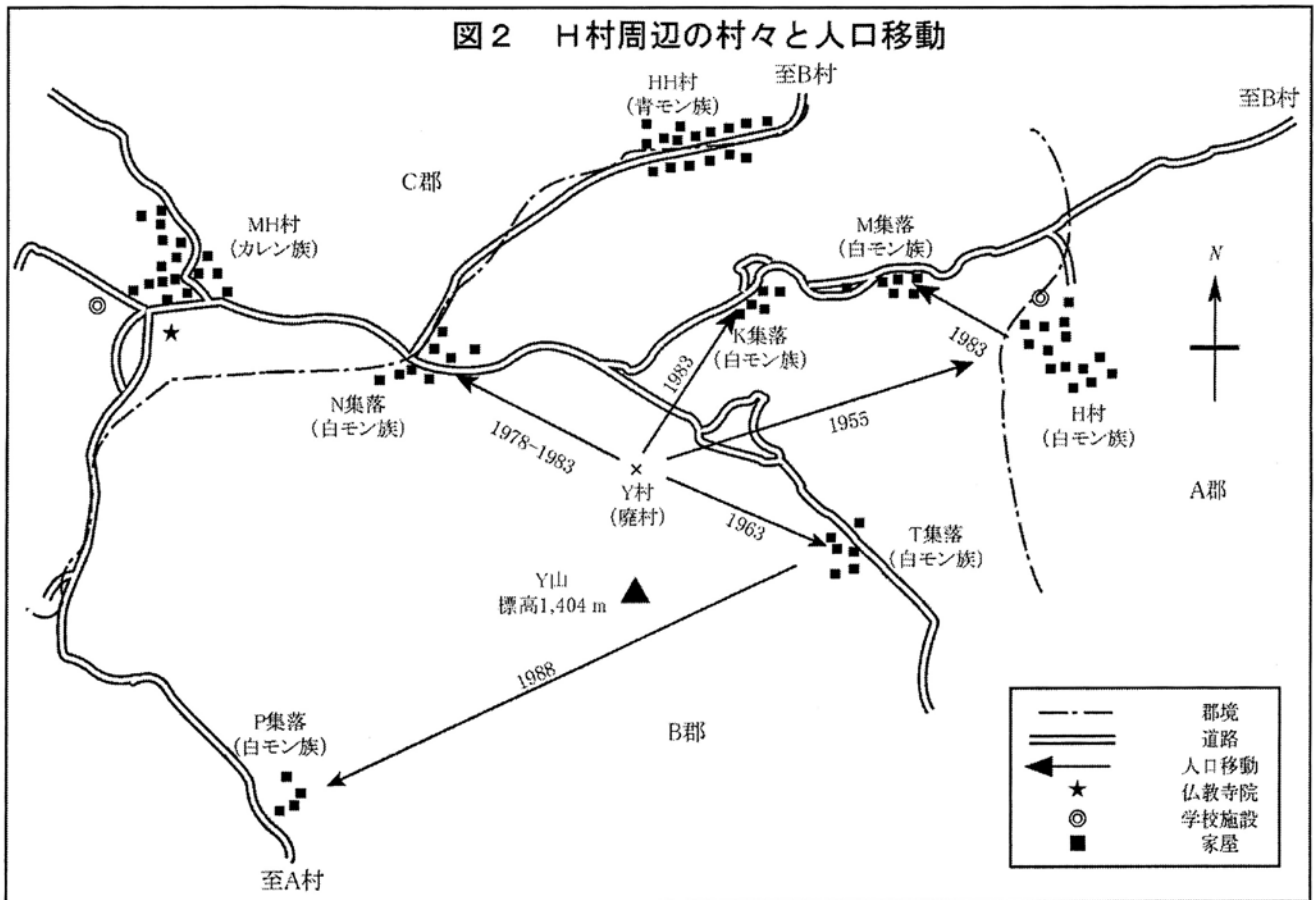
・調査地

H村は標高1,400メートル、県庁所在地より南西に90キロメートル離れた場所に位置する。H村は小学校の先生として赴任してきた3人のタイ人を除き、80世帯392人の白モン族の人々が生活を送っている。村人の平均年収は9,528バーツである。（2007年現在）

B行政村には白モン族の他、青モン族、カレン族、タイ・ルー、タイ・ヤイ、雲南系華人が居住している。分村した他の村々は現在ではC郡に属し、現在では郡境がH村を挟んで設定され、H村だけがB行政村に編入されている。調査地H村は近辺の5つの白モン族の村を含め現在では廃村になってしまった母村Y村から、分村を繰り返しつつ今日に至っている。

舗装道路が完備されていない時代には、車でも4時間以上かけてC市内へでていたが、2001年に村までの舗装道路が完備され、2時間弱ほどで同市に出ることができるようになった。ただし、B郡庁舎までは、最短経路が雨期には陥没するため、C市内を経由して向かうために4時間ほどの時間がかかる。村民はキャベツ、レタス、ネギ、ライチ、梅、コーヒー、の栽培を行いチェンマイ市内の市場に卸している。

〔調査番号 H1 53歳・女性・既婚〕



教育歴: 小学校 1 年修了

過去数回にわたって、狭い村内ではあるが、近所の人たちとトラブルに巻き込まれた。家の拡張に関する問題で、隣家の拡張で私の家の敷地まで相手に持って行かれた。^{注7)} 非常に立腹したし、隣人と離れたところで生活を送りたい。このことに対して、村長をはじめ公的な手段も何も講じてはいない。私が我慢すればいいことであり、もともとこの土地についての権利も私は持っていないので文句を言うのはやめた。

〔調査番号 H3 60 歳・男性〕

教育歴: 小学校 4 年修了

自分の家の経済状態に大変不満がある。現在隣家のレタス、パセリの出荷手伝いをしているのみで、自らが直接取引できる状態にない。しかし、この不満を誰にぶつけてよいかわからない。家庭についても大変不満がある。息子とも自家用の農作物の選定について意見が対立している。

誰に対して文句をいってよいかわからないことだらけだ。政府に対しても不満があるが、それを言ってもはじまらない。

〔調査番号 H6 29 歳・男性〕

教育歴: 中卒

個人間のトラブルは現在抱えてはいない。この村でも不良品を購入したことについて文句を言う人がいるけれども、それは買う方が悪い。ただし、家の横を村の中心になる道が走っていて、現在 2 歳になる息子に危なく、またうるさいと感じるようになった。子どもが生まれたからそのように考えるようになったけれども、それまでは道路の危険性についてあまり考えたことはなかった。^{注8)} 少しずつ村の中でルールをきめていかないといけないのかもしれない。

〔調査番号 H7 46 歳・男性・既婚〕

教育歴: 小学校 4 年修了

3 年前頭痛がひどいので医者に行ったところ、たらい回しにされたあげく、簡単な市販薬を飲めと言う指示が与えられたのみだった。文句はあったが、体調が悪かったのでそのまま帰ってきた。^{注9)}

収入が十分ないのが悩みだ。2 年前に荷物の運搬のことで仲買人との間でいさかひがあった。チェンマイ市内への運搬代金を高く請求された。立腹したがこちらは今までのつきあいもあり立場が弱かったのでその請求をのんだ。今考えてみればその争いの前後でガソリンの値上げもあったので、相手としてもしょうがないところがあったのではないかと思った。

3,4年前から若者がバイクで走り回るのがうるさい。Y家の若者が若者のリーダーであり、元凶であることはわかっているのだが、Y家の手伝い(野菜出荷)から現金収入を得ていることもあり文句を言えない。

2年、3年前と2年連続でオートバイの自損事故を起こした。収穫物を籠に入れて山道を運搬したところ、ぬかるみにタイヤを滑らせて転倒してしまった。保健どころか免許も持っていないので、なんの保証をうけることもできないままである。^{注10)}足の調子もそれからずっと悪い。この件でも医者に行っていたが、未だによくない。

〔調査番号 H8 46歳・女性・既婚〕

教育歴:なし

VCDのディスクを購入したが、観ることができなかった。^{注12)}正規版で59パーツであったが、さほど高額な製品ではないし、購入先も隣村の皆が利用するお店であるので、文句を言わず、『運が悪かったのだ』と思うようにした。

道路の音がうるさい。家が道路の真下にあり、上の道路を誰かが車で走る度に家が揺れる。安眠が十分にできないが、この道路を利用するのは同じ親族なので文句は言えない。むしろ『車が通ることで家が揺れる』ということが不満として他人に伝えて良いことであるとは思わなかった。すべての家が揺れているだろうからお互い様である。

子どもが交通事故で病院に通うほどのけがをした。子どものほうがスピードの出し過ぎであったとのことで、相手方の治療費を払い示談にした。相手が無免許運転であったことも大きい。知り合いの青年であったことから大きなトラブルを抱えないほうが得策だと感じた。子ども達はその後も仲良くやっているようだ。

現在20歳の子どもには中学校を終えた後高校進学を断念させて稼業の手伝いをさせている。しかしながら、村での生活は不満が多いようで、青年達が集まって遊び回っているのが気にかかる。子どもの進路について家ではたびたび話し合いが持たれる

〔調査番号 H9 40歳・女性・既婚〕

教育歴:なし タイ語能力:なし

隣の家との間で家の拡張についてもめた。隣宅は夫の弟が住む家で、弟が家を建てる際に、斜面を削るところから手伝い、トイレなども共用で利用している。その弟夫婦が無断で家を拡張し、トイレの位置を変更したので文句を言った。本家の末子が登場して問題が収束したが、気分は晴れないままである。^{注11)}

家族内でお金の使い道でもめている。家計は大

変苦しく私も学校建築の現場で手伝いをしていて、現金を家にいれている。だが、使い道の決定権は夫にあり、私たち[注:この家は二人の妻がいる]にはない。夫は新しいオートバイがほしいと言うが電灯やガスコンロなどのほうが必要だと思う。

移動販売で安い扇風機を購入したが、すぐに故障してしまった。^{注13)}文句をいいたい気持ちはあるが、移動販売人を捕まえることはできないし、文句を言うことも出来ない。我慢している。

この3年間オートバイの音に悩まされてきた。学校のグラウンドのそばに家があり、深夜にグラウンドをバイクで走り回る青年が多くその音の大きさに悩まされている。また4年前に子どもたちが2件隣の商店で販売しているお菓子のゴミを付近にすてていくので、付近の住民とこれは学校側に抗議したところ改善された。だが、最近またゴミが増えている。^{注14)}これは新しい女性の校長先生の赴任によって子どもたちの指導が十分でないからだと考える。もう一度抗議に行くべきか隣宅の女性と話しをしているところだ。

現在小学校の新校舎建設のための手伝いをおこなっているが、この工事現場の月給ももう少し上がらないだろうか。

〔調査番号 H10 22歳・女性・既婚〕

教育歴:M3 終了[中卒]

5年前に結婚してから、家庭内でのめめごとが多い。特に夫による暴力が絶えず、夫の両親や家族に何度も抗議するが受け入れてもらえない。離婚も考えているが、3歳の子供がいることと隣村の出身であるため、出て行くことがむずかしい。「これがモン族の習慣だ」と言われ続け、夫にも夫の両親にも誰にも助けてもらえない。家族の問題はどれだけ生活が豊かになってもずっと続くのでしょね。

〔調査番号 H11 54歳・男性・既婚〕

教育歴:なし タイ語能力:会話のみ可

この数年(3,4年)家庭内の紛争が続いている。第一婦人と第二婦人の仲が悪く、とても気を遣う。それぞれの子どもの喧嘩が発端だったのだが、誰にも相談することもなく今日に至っている。だが複数の妻を持つモン族の男性は同じような悩みを持っていると思うので、特別自分だけが悩んでいるとは思わない。

仕事に関する問題として、レタスの購入先のカレン族との間でトラブルが発生して困っている。この1年の話で、ロイヤルプロジェクト^{注15)}に持って行こうとするカレン族との間で値段交渉が行われ、今までの買値を引き上げることになった。

若者がバイクで夜中に遊び回るのがうるさい。我が家には小さい子どももいるので寝付かない。この 1 年の間に特に顕著になった。大きな音を出して走り回る青年も含め、みな知り合いなので文句をいったら、少しおさまった。だが、最近また大きな音を出し始めたので注意をしないとイケないと考えている。

交通事故を 2 年前に起こした。チェンマイ市内の市場での出来事で、相手は運送会社のトラックであった。どちらもそれなりに悪かったと思うが、相手は新しい大きなトラックであり、こちらはぼろぼろのピックアップトラックであったため、分が悪いと感じた。ただし後の処理をすべて保険会社に任せたので、詳細はわからない。保険は入っておくべきだとあらためて思った。

〔調査番号 H12 34 歳・男性・既婚〕

教育歴: 小学校卒業

モン族の社会で不満はもちろんある。経済状態に、村の政治構造に、国の山岳民族に対する態度についてそれぞれ不満がある。そして友人関係でもぎすぎすしたところがある。うちは儲かっているからいいけれど(レタスとズッキーニの卸)、車を持っていない家の友人から嫌みを言われるところもある。子どもも生まれた(現在 1 歳)こともあるので、一回一回相手にしては仕方がない。

村人の多くが『モノ言わぬ』ように生きているが、こういった状況は良くない。不満を陰でこそこそ言うのではなく、自分で解決するか、もし解決できないことに関しては黙っておくのがモン族の男の流儀だ。

〔調査番号 H13 73 歳・女性・既婚(死別)〕

教育歴: なし タイ語能力: なし

5,6 年通っている医者への対応に不満がある。何度足の病気を診察してもらってもよくなる。ただ、医者が悪いだけでなく、私の方も高齢ということで医者もお手挙げなのだということはわかるが、もう少し真剣に治療をしてもらえないだろうか。

〔調査番号 H14 21 歳・女性・未婚〕

教育歴: 中卒 (H13 の孫)

・強いて悩みと言え、中学校卒業の 5 年前から畑仕事の手伝いしているが、お給料がもらえるわけではないのが残念だ。お父さんお母さんが高額製品(オートバイ、テレビ)などを購入する際に、意見を聞いてもらえない。また恋人がいないことがあえて言えば悩みかな。でもこんなこと他の人に言うような悩みじゃないと思う。^{注16)}

〔調査番号 H16 60 歳・女性・既婚〕

教育歴: なし タイ語はまったくわからない

現在利用している畑の件でトラブルがあった。もとの利用者のカレン族との間で、来期の使用に関してその使用料金でもめている。もう少し高い額で取引をしたいというカレン族の意見をどう受け入れるか問題だ。

〔調査番号 H16 63 歳・男性・既婚〕

教育歴: なし タイ語能力: なし H16 の夫

家庭内でトラブルが 3 年前にあった。末子の進学についての問題で、進学させたい気持ちはあったが、高校を卒業した息子を家にとどめようとしたが、息子は親の反対を押し切って出て行った。^{注17)}現在は働きながら大学に通っている。3 年前は立腹したけれども、今になってみると、息子の好きなようにやらせて良かったと思う。

商品についての不満はないが、お金を払っていることでの不満といえば医療サービスについて不満がある。持病のリウマチの薬が高くて、なかなかもらえない。現在公立病院では 20 パーツで診察してもらえるが、薬代は原則として含まれないため、その分の出費が痛い。また公立病院の位置がここから 40 キロも離れているために、頻りに利用できない。郡(アムプー)に文句を言えばよいのか、県に文句を言えばよいかわからない。

道路の騒音がうるさい。この 2 年ほど前からバイクに乗る若者が増えて大変うるさくなった。うちには小さな子どもはおらず、また大通りから一つ内にはいつているけれどもそれでもうるさく安眠が妨げられる。文句をその青年の父親に言ったところ一時期静かになったが、しばらくして元の通りうるさくなった。若者にはモン族の助け合いの精神が欠如している。

〔調査番号 H17 30 歳・女性・既婚〕

教育歴: なし タイ語能力: なし

家庭内でのごたごたがたまにある。結婚後からしょっちゅう夫に殴られる。一度周囲の人に相談したことがあったが、現在も改善されていない。一度は村長に仲裁にはいつてもらったが、家の中では夫が「おまえは学歴がないから、このようなミスをおかす。だからこそこうやってたいて指導をしているのだ」とたたき続けている。

夫のことが一番の懸念事項ではあるけれども、2 年前に子供が生まれて、道路の騒音がうるさくて泣き出すことがあり、困っている。皆が使用する道路があるので、文句など言えるわけがない。子どもが大きくなったらさほど気にならなくなると思うのでしばらく

我慢しようと思う。

〔調査番号 H23 男性・既婚〕

教育歴:中卒

同居している家族内で紛争があった。兄の息子と知人の娘との離婚が2年前にあった。家族の中の出来事ではあったが、自分とは関係のない出来事だったので、何も意見は挟まなかった。

2年前に扇風機を購入したが、モーターが止まってしまい欠陥品であったので販売店に文句をいいたかったが、移動販売による購入であったため文句を言うことができなかった。その販売人がいつまたやってくるかわからないので、弁償させることをあきらめた。

3年前にレタスの買い取りについて、市場の卸商人ともめた。金額の詳細は語れないが、通常より安い値段での取引であったため、文句を言ったところ、『今後おまえとはやりとりをしない』と言われて立腹した。父親も含めて善処を再度求めたところ、相手も折れて今まで通りの取引を行うことで話しがついた。

2年前に交通事故を起こした。こちらのほうに非があったこともあったので、こちらのほうが新車であったけれども折れてしかるべき弁償額をはらった。相手はモン族の顔見知りであり、村内の事故であった。そのため、保険会社を介することなく示談がスムーズに成立した。

〔調査番号 H24 女性・既婚〕

教育歴:なし タイ語能力:なし

家のそばにある道路を深夜でも人々が車を走らせるので安眠できない。この10年以上ずっと続いているが、いっこうに改善されないし、また自分の家も道路に面しているから気づかないだけで騒音を出しているのだと思う。だから、文句を言うのはやめた。

経済的な問題についても、家族のことについて少々不満がある。しかしこれらの問題を誰に話して良いかわからないし、また話すべきでも無いと思うので話さない。これは誰でも持っている問題で、心の内に秘めておく問題だと思う。

〔調査番号 HA1 22歳・男性・既婚〕

教育歴:中卒

稼業を手伝っているが、家計は大変悪い。現在育てている果物(カキ)の値段が全国的に急落しているのが心配事で、誰に文句を言える様な問題ではない。

オートバイがうるさい。私がバイクを現在持っていないこともあって、特にうるさく感じる。

〔調査番号 HA3 26歳・女性・未婚〕

教育歴:高卒

今年交通事故に巻き込まれたことがあった。山を下りたところにあるポイントで止まっているこちらのトラックに相手方(モン族)のトラックがぶつかってきた。顔見知りであったし、こちらのトラックもすでにかなりの年数を使い込んでいたので、賠償金の請求はしなかった。

仕事に関して不満がある。4年前チェンマイ市内で働いていたが、正規の職員であるにもかかわらず、山岳民族の差別的な賃金で働かされていたが我慢できずに辞めて村に戻ってきた。^{注18)}しかし、村での畑での肉体労働は大変つらく、暮らしの水準は他の村人並みだと思うけれど、十分にお小遣いがもらえているわけではないのが悲しい。

〔調査番号 HA4 45歳・女性・既婚〕

教育歴:なし タイ語能力:なし(HA3の母)

今年に入って家庭内でのいざこざが絶えない。それは4年前に帰ってきたHA3が家庭内の調和を乱していることだ。

夫とよく喧嘩をするし、たまに夫が暴力をふるうが、それはモン族では当たり前のことだと思ってきた。それはたいした問題ではない。今では私も口で言い返すからお互い様だと思う。ただしHA3については、親に文句をいうなど親への尊敬の念が感じられない。

HA3が事故を起こしたことは、家庭内での問題になり、私にとっても大きな問題だ。トラックの側面がへこんで扉が開かなくなったため修理した。娘はぶつけられた、というのが、私は娘がぶつかったのだと思う。

〔調査番号 HA6 35歳・男性・既婚 [2人の妻]〕

教育歴:高卒、のち農業専門学校卒

家庭内の紛争。妻二人の仲が良くないため、しょっちゅう喧嘩する。この10年以上ずっとそれに悩まされてきた。はじめの妻との間には18歳になる娘がいて現在高校に下宿しながら通っている。^{注19)}2番目の妻との間には2人の子どもがいるが、この子どもたちの進路をどうすべきか迷っており、よく一番目の妻との間の娘のことを2番目の妻が引き合いに出すのが疲れる。

VCDソフトを購入したが、見る事が出来なかった。もともとコピー商品であったため、信じられないぐらい安い値段であったことから(10パーツ)、文句をいえる立場にないと思った。

母(80歳)を病院に預けているが、十分なケアがされていないと感じた。文句はあるが、家よりはいい環境であるので我慢している。

チェンマイ市内で前方を走っているトラックが急停車したので、玉突き事故に逢った。自分は前から3台目。それぞれ後続車が前の車両の弁償を行うことで示談が成立した。現在チェンマイ市内の郊外向け道路のあちこちで工事を行っており、道路が複雑で信号もあてにならない。文句をいうとしたら、警察などの行政になるのだが、文句を言えない。とにかく人を傷つけなかったことだけでもよかった。

悩みはたくさんありすぎて困る。一つ一つあげていったらきりがなし、トラブルを解決するために周囲との関係を悪くするのは避けたい。

〔調査番号 HA7 47歳・女性〕

教育歴:なし タイ語能力:なし

職について、特に賃金について不満がある。家族全体で畑を耕し、また果樹園を運営しているのだから、もう少し賃金(おこづかい)をもらってもよいと思っている。だが、なかなかそういったことは言い出せない。もちろん夫に対して文句は言うけれども、最終的には夫の暴力がありいつも話しが途中で終わる。また家計状態が悪いことも知っているのであまりしつこくは言えない。文句が言えないことも、夫からの暴力にしてもモン族では当たり前のことで、仕方がないと考えている。」この村では、家計管理をしっかりしているところは少なく、仮にしていたとしても男性が用途については決定権を持っていることが多い。

〔調査番号 HA8 31歳・男性〕

教育歴:なし タイ語能力:会話のみ可

個別の質問項目には、すべて「なし」と回答。

・調査不能

上記のインタビュー結果がとれたケースの他、様々な理由でインタビューが不可能であった人々もいた。

調査番号 H25 の女性(40歳)、H22 の女性(31歳)、H26 の女性(23歳)、HA2 の女性(32歳)、HA5 の女性(39歳)、HA10 の女性(47歳)は結婚後村から転出、調査番号 H20 の女性(46歳)は転居先不明であった。村内では異動届を役所に出さず、結婚後の名字改正を役所に届けない、出生年齢が間違えていても訂正を出さない、名前の綴り間違いがあっても訂正をしない、はたまた死亡届を出していないということが往々にしてある。

また、調査番号 21 の男性(43歳)現在チェンマ

イ市内に出稼ぎ中とのこと。調査番号 H2 の男性(22歳)は現在で稼ぎ中。ターク県のモンの村に行っているとのことで、インタビューを断念。調査番号 H19 の女性(54歳)家族が入院のため、本人がしばらく病院につきっきりとのこと。調査番号 H5 の女性(76歳)体調が悪く寝たきり。認知症も始まっており家族以外の面会は拒否であった。

注

- 1) 宮本常一:忘れられた日本人, 岩波書店, 1984
- 2) Jean Mottin: The History of the Hmong, Odeon Store, pp.55-62, 1980
- 3) 吉井千周:変容する山地民の紛争処理—モン族の離婚紛争を事例として—, アジア女性研究, 第13号, pp.76-83, アジア女性交流・研究フォーラム, 2004
- 4) Felstiner, William L. F. et al.: The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, Claiming..., Law and Society Review, 1981 および和田安弘: 日常の中の紛争処理, 法と紛争の社会学, 世界思想社, 1994 参照。
- 5) Dispute 以降の紛争の展開についての考察は、和田安弘: 同、を参照のこと。
- 6) なおこの調査票は和田の質問項目を参考にして作成した。和田安弘: 同、。
- 7) 村内における家の増改築、新築について公的機関への届けは必要なく、各自が自由に行っている。そもそも村のロケーション自体が、国立公園内の土地にあるので、村内のすべての建築物がいわば違法建築であるとも言える。
- 8) 後述の調査対象者も述べているように、村内の青年達がバイクのボブアップやチキンレースなどを小学校のグラウンドや村内の舗装道路を夜中に行うほか、爆竹、花火といった遊びを夜更けに行っている。
- 9) H村からもっとも身近な病院は、40キロほど離れた郡役所近辺にある郡病院のみである。現在は政府により20パーツの診療代金で治療を受けることができる。
- 10) タイの農村部においては、無免許運転が非常に多い。都市部においては警察のチェックも頻繁に入るが、山間部においては黙認状態である。
- 11) CDに映像と音声を記録するための規格。映像をMPEG-1方式で圧縮して記録する方式で、DVDよりも画質が荒いが廉価であることから東南アジアでは広く普及している。専用のプレーヤーかMPEG-1のデコーダボードを搭載したパソコンなどで再生する。村での視聴は3,000パーツほどの専用プレーヤーを利用することが多い。
- 12) モン族では末子相続が基本であるため、「本家の末子」はここでは本家の主である。

- 13) 生活日用雑貨を販売する商店は各村ごとにあるが、電化製品を売る店の少ない山間部では、電化製品を売る店が定期的に移動販売を行う。廉価ではあるものの、往々にして型落ち製品・粗悪品が多いと言うことで、利用しない村人も多く、村内では都市部で購入した電化製品を購入する層と、移動販売で電化製品を購入する層と二分されている。
- 14) 市場経済が山間部にも入り込んだことで、旧来の生活では発生しなかったビニール、プラスチック、ゴム、金属などのゴミが山間部では発生している。2005年度から山間部においてもゴミの分別が行われるようになったが、回収まで進んでおらず、リサイクル可能なガラス瓶をのぞくと人家のない谷底に廃棄して処理している。村内においてもゴミ箱にゴミを捨てないことが多い。
- 15) タイ政府主導によるプロジェクトで、山地民の経済環境の改善のために1969年から政府主導で行われている。H村から1キロの位置にロイヤルプロジェクトによる集荷センターが建設され、経済的に困窮し、チェンマイ市内までの運搬手段を持たないカレン族を中心に旧来モン族に依頼していたレタスの出荷をロイヤルプロジェクト経由で出荷する人々が増加してきた。
- 16) 彼女の台詞は個人的な問題に修練する問題ではない。村内に残る結婚適齢期の男性はすべて結婚しているか外に出稼ぎにでているため、女性の婿探しは実はかなり困難な状況にある。
- 17) 末子相続が原則となるモン族では、末子が家業をつぎ、父母の田畑を継承する事が多い。そのため、末子には村に残り、農業になれてもらうよう義務教育終了後、または終了を待たずして農業に従事させられる場合が多い。
- 18) 山間部から都市部に出て行った山地民の多くには未だに差別と偏見の目があり、平地タイ人と同等の賃金で働けないことも往々にしてある。
- 19) 村内はもちろん付近30キロ四方に高校のないH村と周辺の村々では、高等学校に通う子供たちは下宿が基本となる。しかし、貧しいH村の世帯の場合は下宿代金がネックとなり、高校に進学できない子供たちもまた多い。